

配分要素に係るQ&A（その他）

Q 1 配分要素等に係る実績報告等は、私学助成を受ける幼稚園だけが提出するものか。新制度へ移行した園も提出が必要か。

A 1 対象は学校法人立の幼稚園で、「子ども・子育て支援新制度」へ移行していない幼稚園（＝私学助成を受ける幼稚園）となります。新制度に移行した園は提出いただく必要がありません。

Q 2 学校関係者評価について、提出する「学校関係者評価委員会等の名簿」にはどのような記載が必要か。

A 2 氏名・肩書き（園との関係）の2点が必要です。

Q 3 計算書類の公開について、幼稚園以外の学校（高校や大学等）を設置する学校法人の場合、法人全体の計算書のみでの公開で十分か。

A 3 そのような学校法人の場合、法人全体の計算書だけでは十分ではありません。法人全体の計算書とあわせて、学校種ごとの内訳書の公開が必要です。

Q 4 公開保育に開催条件等はあるか。

A 4 年1回以上の開催で、オンラインでの実施も対象となります。学校関係者評価の評価者は1人以上の参加が必要です。他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員についても1人以上の参加が必要です。

Q 5 公開保育を実施する目的は何か。

A 5 学校関係者評価委員会の委員や他園の教員等に公開し、外部から評価や指摘を受けることで、自園で実施している保育全体の質を高めることです。したがって他園の教員を対象に実施する研修は公開保育には該当しません。

Q 6 公開保育について、外部有識者の協力とは具体的にどのようなことを指すのか。

A 6 外部有識者が単なる参加者として加わっているだけでなく、公開保育を実施するにあたってテーマの設定や実行方法などについての助言、指導等の協力を得ていただく必要があります。

Q 7 公開保育について、外部有識者とはどのような者を指すのか。

A 7 外部有識者とは、幼稚園の外部の方で、幼児教育分野の学識経験者、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーター等といった幼稚園教諭を目指す学生や幼稚園教諭として従事している教員へ指導や助言をする立場にあるものを指します。単に幼児教育の経験があるというだけでは外部有識者には該当しません。

Q 8 公開保育について、幼稚園と同じ学校法人が設置する大学の教員は外部有識者として認められるか。

A 8 認められます。ただし、その教員が幼稚園にも勤務している場合などは認められません。

Q9 公開保育について、他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等には同じ学校法人が設置する施設の教職員は認められるか？

A9 認められません。

Q10 公開保育について、実施したことを確認できる写真及び資料等の提出は必要ないか。

A10 今回は提出いただく必要はありません。ただし、実績報告提出時に併せて提出いただく場合がありますので、写真及び資料等は保管しておいてください。

Q11 「配分要素等に係る実績報告提出見込調査票」において、「○」とした配分要素について、結果的に対応できなかった場合にペナルティ等はあるか。

A11 調査票の回答と結果的に異なった場合でもペナルティはありません。
大阪府において、各園の提出状況を確認するために利用し、調査票において「○」としていた園から期限までに個別の実施状況報告書等の提出がない場合に確認を行います。確認した結果、実施していることが確認できなかった場合には、当該要素の取組はなかったものとして経常費補助金の内示額を確定します。

Q12 研修要素について、園長の研修参加が無い場合はどうなるのか。

A12 園長の研修参加が無い場合は、園長研修調整として調整額を配分額から除くことになります。

Q13 研修要素について、オンライン研修の受講を指示した際は、参加者にレポートなどの報告書類を作成させ、保管することになっているが、どのようなものを提出させたら良いか。

A13 様式について特に指定はありません。参加者の所属と氏名、日付、受講を指示した者や供覧した者の確認欄、研修の内容、参加者が資質向上になると感じた点などを記入してください。
レポート提出が必要な研修の場合は、研修で提出したレポートの写しで代用していただいても構いません。(研修評価のアンケートは不可)

Q14 研修要素について、複数の園で同一の園長が兼任をしている場合、1回の研修の受講により、複数園分の研修を受講したとみなすことができるか。

A14 できません。同一の園長が研修を1回受講した場合は、いずれかの1園でのみ研修要素の対象となります。複数の園で研修要素の対象とする場合は、園長が複数園分の研修を受講いただくか、園長の代理者が受講する必要があります。

Q15 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、年3回以上行ったと認められるケースはどういった場合なのか。

- (例1) 5歳児全員が「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、異なる日程で年3回、和太鼓演奏体験に参加した。
- (例2) 「自然体験活動」として、同一の日程で3歳児、4歳児、5歳児が、それぞれ別の農園で芋掘りを行った。
- (例3) 同一の日程で、3歳児が「自然体験活動」で田植え、4歳児が「伝統文化に関する活動の体験・習得」で和太鼓演奏体験、5歳児が「ボランティア活動」で地域の清掃活動に取り組んだ。

A15 (例1)の場合、同一の取組(和太鼓演奏体験)であっても、合計3回開催していることから、年3回以上行ったものとすることができます。

(例2)の場合、3つの学齢が参加していますが、同一の日程で同一の取組を実施していることから、1つの行事として開催されたものとし、年3回とすることはできません。

(例3)の場合、同一の日程であっても、3つの学年がそれぞれ独立した活動に取り組んでおり、年3回以上行ったものとすることができます。

※各園の取組を「職業・ボランティア・文化・健康・食等」の各分類に区分した場合、同一の分類に区分される取組を同一の日程で実施した場合、便宜上、一つの取組とみなすこととします。

(例)同一の日程で、芋掘り、田植え、りんご狩りを実施するが、実施目的をそれぞれ「自然体験活動」と位置付けた場合、便宜上、1つの行事とみなします。

Q16 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、例示の分類(自然体験活動等)のうち、1つの分類の中で取組を年3回以上、実施しなければならないか。他の分類と合わせて年3回以上となればよいか。年3回以上のカウント方法を確認したい。

A16 次のいずれの場合であっても、年3回以上実施したこととなります。

(例1)「自然体験活動」を年3回以上実施(芋掘り、田植え、りんご狩り)。

(例2)「多様な職業体験」「自然体験活動」「ボランティア活動」に該当する取組を各1回、合計で年3回以上実施。

Q17 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、「1つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

A17 園児に加えて、保護者が参加する取組は含まれますが、保護者のみを対象とした取組は含まれません。

Q18 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、異なる学科(例:英語クラス)を設置する園において、次の場合は要件を満たしたことになるか。

(例1)英語クラスの園児のみが参加する取組を実施した場合。

(例2)3歳児全員(普通・英語クラスとも)で自然体験活動を、3歳児の英語クラス全員で食に関する取組を年3回ずつ実施した場合。

A18 (例1)のような、英語クラスのみでの取組だけでは学年全員で実施したとはみなせません。

(例2)のような、普通クラス全員で実施する取組と英語クラス全員で実施する取組が、当該園における教育課程上の位置づけとして、同程度の意義・目的等の取組であることが担保できれば、補助対象となり得ます。

ただし、クラス毎に回数にバラツキが生じる場合は、少ない方の回数

(例2の場合は1回)を採用しますので十分にご留意ください。

Q19 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、例えば、園児が和太鼓演奏を鑑賞する場合は対象になるか。

A19 園児が実際に演奏体験をしなくても、伝統文化に触れることを目的に、見たり聞いたりする鑑賞体験であれば対象となります。

ただし、実際に実物を鑑賞する場合に限り対象とし、動画やオンライン等で視聴するだけでは対象外です。